

よくあるご質問

【設計について】

問：届出の対象はどのような場合ですか？

答：敷地面積 3 0 0 m²以上の新築・増築・または改築を行う場合です。なお建築面積が 1 8 0 m²に満たない建築等は対象になりません。

問：公開空地の面積は対策量算出の敷地面積に入りますか？

答：公開空地の面積は対策量算出の敷地面積から除外して構いません。

問：下水道局の大量排水協議は行わないといけないですか？

答：本区では大量排水協議の申請状況は確認しません。ただし下水道局では本区の雨水流出抑制施設計画届の提出を確認することがあります。

問：浸水・貯留機能が一体となっているトレンチは対策量に算定できますか。

答：算定できます。その際は浸水・貯留それぞれの能力についての計算書を添付してください。

問：敷地面積に対して建築面積(工事面積)が小さく対策量を満たせません。

答：条件によっては必要対策貯留量の緩和規定があるため、直接ご相談ください。

問：建築物に地下室を作るため、貯留槽が作れず容量が満たせません。

答：貯留槽の位置は外構部や駐車場内でも構いませんが、貯留量を免除することはできません。

問：大雨が降った時は、許容放流量 0.033 m³/s/ha では貯留槽の水が排水しきれません。どうすればよいですか。

答：貯留槽からの排水については、緊急時に備えオーバーフロー管の接続や、ポンプの強制吐出し等の設定をして構いません。ただし必要に応じて下水道局にも確認してください。

問：樹冠面積は緑地面積に含まれないのですか？

答：あくまで地表面の状態で計算しますので、高木があっても周りが土なら「裸地」で計算します。元々が森林だった、などで緑地として計算に含めたい場合は、土の部分が植栽地と同等の浸透量があることを示してください。

い。

【提出について】

問：直接紙で提出したほうが処理の時間が短いですか？

答：電子申請でも紙での提出でも本区の処理時間は変わりません。

問：書類審査はどの程度かかりますか。

答：最大２週間程度かかります。

問：変更する数量がわずかなのですがそれでも変更届の提出が必要ですか？

答：わずかでも対策量が変わる場合はご提出いただきます。ただしその場合はしゅん功後、完了届と一緒に提出してもかまいません。

【完了届について】

問：現地立ち合いは行いますか？

答：行いません。完了届に添付された写真で確認いたします。

問：写真はどの程度撮影すればよいですか？

答：①貯留槽：各槽につき、面積と深さの程度がわかる写真をご提出ください。
(各槽最低２方向以上)

②浸透ます：設置基数と規模がわかる写真をご提出ください。

③浸透トレンチ：設置基数、深さ、延長の程度がわかる写真をご提出ください。

④舗装・緑地：施工面積の規模と施工規格がわかる写真をご提出ください。

問：完了届に記載する管理責任者は誰にすればよいですか。

答：しゅん功後、建物を管理する責任者をご記入ください

問：完了届に記載する管理責任者が決まっていますか。

答：決まってからご提出してください。時間がかかる場合は施主をご記入ください。